

# 新型コロナウイルス感染症に関する

## 村長からのメッセージ

4月7日（火）内閣総理大臣がついに新型コロナウイルス感染症に関し、緊急事態宣言を発出しました。緊急事態宣言は我が国初めてのことであり、現在、日本国がいかに危機的状況であるか再認識せざるを得ません。対象となるのは7都府県であり、新潟県は除外されておりますが、当然安心はできません。

新潟県内感染者は4月7日現在で37名ですが、ほとんどが弥彦村の隣接市（新潟市・長岡市・燕市）です。いつ村から感染者が出てもおかしくない状況です。

県内の感染者を見ますと他県、或いは他国からの帰省者・帰国者が多いことがわかります。そこで、皆様をお願いしたいのは、村からのクラスター発生防止のため、緊急事態宣言の対象となる7都府県などの感染者の多い地域への不要不急の往来を引き続き控えていただくとともに、「密閉・密集・密接」を避ける行動を心掛けていただきますようお願いいたします。

なお、帰省等により他県や他国から帰宅されるお子様などのご家族がいらっしゃる場合は、新幹線などの最寄駅までお迎えに行っていただく等、極力公共交通機関を使わないようにし、最低2週間は絶対に外出せず、ご自宅で休養していただくようくれぐれもお願いいたします。

その際は、ご家族でも接する方を最小限にするとともに、換気や手洗い、消毒を心掛けくださいますようお願いいたします。

また、体調に不安を感じた場合は、すぐに病院を訪れるのではなく、掛かりつけのお医者様に電話で相談するか、県の「新型コロナウイルス感染症コールセンター（電話：025-282-1754）」にご相談いただき、37.5℃以上の熱が続く場合は、三条保健所の「帰国者・接触者相談センター（電話：0256-36-2362）」にご相談ください。

すでに村民の皆様が遊興施設への外出や各種イベント、会議、或いは営業などを自粛されていることは十分承知しておりますが、今が正念場であると思えます。村民の皆様におかれましては、長期戦になるかもしれませんが、村として一丸となってこの難局を乗り越えましょう。

令和2年4月7日

弥彦村長

小林 豊彦

新型コロナウイルス感染症に関する  
**村民の皆様等へのお願い**

**【村民の皆様等をお願いしたいこと】**

**緊急事態宣言の対象地域に指定された7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）への不要不急の往来は控えてください。**

**また、7都府県及び感染者の多い地域から本村に来られる方については、帰宅後2週間程度、外出は極力控えてください。**

◎他県、他国から帰省される場合は、最寄駅からご自宅までは公共交通機関の利用は極力控え、家族等により自家用車等でのお迎えをお願いします。

◎家族内でも接する方を最小限にするとともに、毎日体温を測り、ご自身の健康観察を徹底してください。

**3つの密、「換気の悪い密閉空間」、「多くの人がいる密集場所」、「互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる密接場面」の条件が重なる場所を避けてください。**

◎人込みへの不要不急の外出は控えてください。

◎こまめな換気に心掛け、屋内で大声を出すなどの行為は控えてください。

**こまめな手洗い、うがい、せきエチケットなど個人での感染予防の徹底をお願いいたします。**

◎症状がない方やどこに相談したらよいか迷った方の相談は、  
「新潟県新型コロナウイルス感染症コールセンター」  
TEL025-282-1754 【月～金曜日（祝日除く）8時30分～17時】

◎感染が疑われる方、ご自身の症状に不安がある方の相談は、  
「帰国者・接触者相談センター」及び「一般相談窓口」  
TEL:0256-36-2362【平日（8時30分～17時15分）、土・日・祝（9時～17時）】

※ 夜間緊急連絡先 TEL:0256-36-2330